

伊藤塾呉明植基礎本シリーズ 1 『刑法総論〔第2版〕』補遺・訂正

『刑法判例百選Ⅰ総論〔第6版〕』（有斐閣・2008）と『刑法判例百選Ⅱ各論〔第6版〕』（有斐閣・2008）が、2014年に第7版に改訂されたため、本書1刷で引用した判例番号に変更を加えるべき箇所が生じました。

そこで、以下に変更を要する部分の一覧を示しました。現状の判例番号から〔第7版〕の判例番号へのご変更のうえ、本書をご利用いただければ幸いです。（2015年2月5日）

刑法総論			〔第6版〕	〔第7版〕
頁	行		判例番号	判例番号
30	最終行	最判昭和45・1・29	Ⅱ15	Ⅱ14
36	8	最決平成15・3・12	Ⅱ49	Ⅱ51
44	5	最決昭和53・3・22	I10	I14
51	10	最決昭和42・10・24	I12	I9
52	下から11	最決平成2・11・20	I15	I10
53	9	最決平成18・3・27	I14	I11
54	4	最判昭和46・6・17	I9	I8
54	6	大判大正12・4・30	I16	I15
54	7	最決平成2・11・20	I15	I10
54	8	最決平成4・12・17	I13	I12
72	1	最判昭和53・7・28	I40	I42
78	3	最判昭和25・7・11	I90	I89
78	7	最決昭和61・6・9	I41	I43
90	3	最決平成1・3・14	I51	I52
109	9	横浜地判平成7・3・28	I21	I20
121	下から7	最決平成20・5・20	なし	I26
123	8	最決平成20・6・25	なし	I27
137	5	最決昭和59・7・3	I33	なし
149	16	最決昭和62・7・16	I46	I48
150	下から13	大判大正14・6・9	I43	I45
155	最終行	最決昭和62・3・26	I28	I29
187	9	最判昭和43・12・24	I99	I98
197	7	最決平成4・6・5	I89	I88
197	下から14	最決平成4・6・5	I89	I88
214	下から12	大阪高判昭和62・7・10	I83	なし
216	下から4	大阪高判昭和62・7・10	I83	なし
218	下から6	最決平成24・11・6	なし	I82

228	9	最決平成 1・6・26	I 96	I 95
230	最終行	最判平成 6・12・6	I 97	I 96
231	最終行	最判昭和 24・12・17	I 98	I 97
233	10	最判昭和 42・3・7	I 92	I 91
237	下から 14	最判昭和 32・11・19	I 93	I 92
244	下から 4	最判昭和 25・7・11	I 90	I 89
256	下から 6	最決昭和 44・7・17	I 86	I 84
282	下から 8	最判昭和 24・7・23	I 100	I 99
283	14	最決昭和 61・11・18	II 37	II 39

◎ 2刷への重版にあたり、以下の箇所を訂正いたしました。

●15 頁図表

「(刑訴 337 条 2 項)」を「(刑訴 337 条 2 号)」に訂正

●29 頁下から 6 行目

「予見可能性を前提した」を「予見可能性を前提とした」に訂正

●47 頁 16 行目

「かといえるか」を「といえるか」に訂正

●53 頁 6 行目

「したがって被告人の行為」を「したがって」に訂正

●65 頁 4 行目

「覚せい剤だけ」を「覚せい剤」に訂正

●72 頁 13 行目

「を認定しうるわけです。」の後に「そして、」を追加

●98 頁 5 行目

「社会的相当説」を「社会的相当性説」に訂正

●120 頁下から 16 行目

「第三者たる B」を「第三者」に訂正

●124 頁下から 5 行目

「①現在の危難」を「①自己または他人の現在の危難」に訂正

- 147 頁下から 9 行目
「軽減」を「減輕」に訂正

- 155 頁 3 行目
「121 ページ」を「122 ページ」に訂正

- 159 頁 7 行目（囲み部分の 2 行目）
「203 条、43 条・199 条」を「203 条、199 条」に訂正

- 209 頁 3 行目
「75 ページ」を「271 ページ」に訂正

- 264 頁図表 2 行目（②不作為による幫助）
「肯定」を「肯定（ただし同価値性が必要）」に訂正

- 286 頁 9 行目
「をいう」の後に「(54 条 1 項後段)」を追加

- 314 頁 8 行目
「そこで、」の後に「条件関係に加えて、」を追加

- 323 頁～336 頁
論証 21 のランクを「B⁺」から「A」に、論証 22 のランクを「A」から「B⁺」に、論証 23 のランクを「A」から「A⁺」に、論証 40 のランクを「A」から「B⁺」に訂正

- 346 頁 11 行目～13 行目
「①実行の着手前」を「実行の着手前」に、「表明」を「①表明」に、「了承」を「②了承」に、「②実行の着手後」を「実行の着手後」に訂正

- 355 頁下から 3 行目
「という」を「という点で」に訂正

【2015年10月16日更新】

◎3刷への重版にあたり、以下の箇所を修正いたしました。

●55頁4行目

「以下、指摘していこう」を「以下、検討していこう」に訂正

●61頁8行目、15行目、19行目

「構成要件の違法推定機能」を「構成要件の違法性推定機能」に訂正

●89頁下から2行目

「211条2項」を「自動車5条」に訂正

●98頁9行目（囲み部分の3行目）

「社会的相当説」を「社会的相当性説」に訂正

●101頁2行目

「逮捕令状」を「逮捕状」に訂正

●116頁

16行目 「積極的加害意思」を「もっぱら攻撃の意思」に訂正

18行目 「積極的加害意思がないかぎり」を「もっぱら攻撃の意思でないかぎり」に訂正

●146頁13行目（囲み部分の1行目）

「独立の責任要件」を「独立の責任要素」に訂正

●280頁4行目

「1個の構成要件にしか」を「1個の構成要件しか」に訂正

●302頁下から13行目、303頁下から12行目

「累犯加重」の後に「(再犯加重)」を追加

●314頁 論証4の下から8行目

「そして、」の後に「「わいせつ」性のような」を追加

●321頁 論証17の5行目、下から3行目

「自動車運転過失致死罪（211条2項本文）」を「過失運転致死罪（自動車5条）」に訂正

●335 頁 論証 38 の 6～7 行目
「中止した」から「具体的には、」までを削除

●343 頁最終行
「強盗傷人罪」を「強盗傷害罪」に訂正